

(別紙)

定期監査（財務監査）の結果に関する措置状況

※指摘事項の（）内が報告書の該当ページとなります。併せてご確認ください。

指 摘 事 項	指 摘 内 容	指 摘 事 項 対 する 措 置 状 況	所 属
支払時期（2～3ページ）	検査完了後から事業者への支払まで2か月以上経過しているものがあった。請求者に対して請求書の提出を求めることが困難な状況ではないにもかかわらず請求書の提出を催促しなかった事例、事業者の各種変更手続等に係る書類や請求書の提出を催促したものの提出されなかった事例などがあった。	事業者と密に連絡をとり必要書類の確認を行うとともに、検査完了後、速やかに請求書を提出するように事業者へ促すことを課内で再度徹底してまいります。	学務課
	検査完了後から事業者への支払まで2か月以上経過しているものがあった。請求者に対して請求書の提出を求めることが困難な状況ではないにもかかわらず請求書の提出を催促しなかった事例、事業者の各種変更手続等に係る書類や請求書の提出を催促したものの提出されなかった事例などがあった。	当課から事業者への再三の督促にもかかわらず、請求書の到着が遅れたため支払いに遅延が生じました。今後は、検査終了後、速やかに支払うよう注意いたします。	教育指導課
	検査完了後から事業者への支払まで2か月以上経過しているものがあった。請求者に対して請求書の提出を求めることが困難な状況ではないにもかかわらず請求書の提出を催促しなかった事例、事業者の各種変更手続等に係る書類や請求書の提出を催促したものの提出されなかった事例などがあった。 また、令和5年度定期監査結果においても支払時期に関する指摘を行っているが、その後も契約における支払が適正な時期に行われておらず、改善がなされていない。	検査完了後、速やかに請求書を提出するよう事業者に徹底指導しました。また、契約変更等の事務手続きにおいても遅れることがないよう事業者との連絡を密に取り合い、迅速な情報連携を図ってまいります。さらに、課内の全職員に対し、児童青少年課の事例だけでなく、他部署で起きたリスク事例を共有しました。職員一人ひとりが自分事として受け止め、同様の事例が発生しないよう適正な業務執行を行ってまいります。	児童青少年課

	<p>検査完了後から事業者への支払まで2か月以上経過しているものがあつた。事業者の各種変更手続等に係る書類や請求書の提出を催促したものの提出されなかつた事例などがあつた。</p> <p>また、令和5年度定期監査結果においても支払時期に関する指摘を行っているが、その後も契約における支払が適正な時期に行われておらず、改善がなされていない。</p>	<p>事業者の請求書不備に対する是正等に時間を要したことから、事業者には請求書の記載方法や提出時期等について丁寧に説明するほか、適切な時期に、請求書の提出について組織的に催促してまいります。</p>	<p>教育センター</p>
<p>前渡金の管理（5ページ）</p>	<p>総合体育大会に要する生徒交通費の前渡金について、前渡金支払証明書による清算終了後、1校分について追加で戻入（13,320円）を行っていた。令和5年度定期監査においても前渡金の追加戻入について口頭注意を行ったところであるが、改善がなされていない。</p> <p>前渡金支払証明書作成時の確認を各学校へ徹底することにより、適切に前渡金の清算を行われたい。</p>	<p>副校長を対象に実施する教育センター事業説明会において、前渡金管理の重要性を改めて学校と共有するほか、教育センターにおいても前渡金支払証明書受領時に教員等に対する確認を徹底してまいります。</p>	<p>教育センター</p>